

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	ただ	かず

こども家庭センターの義務違反に関する住民監査請求について（通知）

令和元年 11 月 5 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理しないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和元年 11 月 5 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

令和元年 6 月 26 日に施設職員の能力欠如、共同謀議に、哲学、統治のないこども家庭センター長が加わって条件、与件下で共謀した事件があり、計画的隠蔽が図られた。

こども家庭センター長監理の下、施設でパワハラ、児童虐待があったが、真理の探求、究明、現場検証、理事長決裁のないものであった。また労働安全衛生管理上の監理のないものであった。こども家庭センター長の法遵守違反、職務に専念する義務違反等に基づき、家裁送致の手續でなく、統治、ケア、カウンセリング、検証、決裁文書、理事会、理事長の決裁、法的手続き無し等の 5 日間勾留、そして 6 2 日間の勾留が行われた。施設とセンター長が共犯で、家族の分断を図るため、脅し、煽り、意図的、計画的に自分への情報を絶つ方法を共同で実践した。センター長は知らない、知らなかった、では通用しない。施設とセンター長の報復指示のもと共謀で違法行為をしながら、隠し通せると、共同謀議、打ち合わせした。センター長が、法的根拠なく、ふりまく悪、隠蔽、体質、体制は、正常な職員まで異常にした。

このことにより、施設が本来の、法令、規程等に基づき正しい重大な過失なく業務が

執行されていたならば、不必要な事務、経費を神戸市が税金で支出したのは違法である。

起きた事件の監理責任者としてこども家庭センター長は全責任を取るべきであり、辞職するべきである。

事件後のトラウマ、ケア、カウンセラー等にかかる文書、家族への説明なし、事務、支出の監査を請求する。

2 個別外部監査契約に基づく監査

監査に際し、特に真実に基づき児童福祉法並びに児童の虐待の防止等に関する法律及びいじめ防止対策推進法及び地公法の権威で、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の検証、見地、労働安全衛生管理上の見地からも専門分野の検証、意見、見解で監査することを依頼する。

第2 受理できない理由

地方自治法242条の住民監査請求については平成2年6月5日最高裁判決で、「住民に対し当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に一定の期間にわたる当該行為等を包括してこれを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。」「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的に照らしこれらを一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」とされている。

しかし請求書、事実を証する書類では、こども家庭センター長の法的義務違反等による行為、公金の支出は個別的、具体的に摘示されておらず、市に損害が発生している可能性があるとはいえない。

よって本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理しない。